

内子町地球温暖化対策設備導入促進事業補助金交付要綱（令和４年内子町告示第４４号）の全部を改正する。

内子町地球温暖化対策設備導入促進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条 この告示は、地球温暖化対策設備を導入する者に対し、予算の範囲内で内子町地球温暖化対策設備導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、その普及促進を図ることにより、本町が目指すエコロジータウンの実現に向けたまちづくりを推進することを目的とする。

（補助対象設備）

第２条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第１の左欄に掲げる設備であって同表の右欄に定める要件を満たすものとする。

（補助対象者）

第３条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第８条に規定する申請時において、次の第１号又は第２号のいずれかに該当する者であって、第３号に掲げる要件を満たす者とする。

- （１） 自ら居住する町内の住宅（居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の２分の１以上である店舗等との併用住宅を含む。）に、補助対象設備を自らの資金で導入する者
- （２） 町内に所在する事業所に、補助対象設備（ただし、木質バイオマス利用設備に限る。）を導入する者
- （３） 次のいずれにも該当する者
 - ア 町税を滞納していないこと。
 - イ 景観保全や安全対策に配慮していること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと。
 - エ 補助対象者と住宅若しくは事業所の所有者が異なる場合、又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者から導入についての同意を得ていること。

（補助対象経費）

第４条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備本体及び附属設備に係る購入費、並びに設置工事費の支払額の合計とする。ただし、補助対象設備のうち、太陽光発電システムとＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を重複して申請することはできない。

（補助金の額等）

第５条 補助金の額は、別表第２のとおりとする。

- ２ 前項の規定により得られた額に１,０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ３ 同種の補助対象設備に対する補助金の交付は、同一の住宅又は事業所において、１回限りとする。

（事前申込書の提出）

第６条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の導入に係る工事に着手する前に、事前申込書（様式第１号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、事前申込受付番号通知書（様式第2号）により、当該申込書を提出した者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「事前申込者」という。）は、事前申込書（様式第1号）の記載事項のうち、補助対象設備の種類又は住宅若しくは事業所の所在地又は補助金交付申請予定額を変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、事前申込変更・中止届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、事前申込変更・中止承認通知書（様式第4号）により、当該届出書を提出した者に通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 事前申込者は、事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに、補助金交付申請書（様式第5号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

（手続きの代行）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、第6条から第8条の規定による事務手続きを、当該補助対象設備を販売する者に代行させることができる。

（交付の決定）

第10条 町長は、第8条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付等）

第11条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付する。

（処分の制限）

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受けた補助対象設備を法定耐用年数の期間内に処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（1） 補助金の交付の条件に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（3） 前条の承認を受けずに設備等を処分したとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、町長が取り消す必要があると認めたとき。

（調査等）

第14条 町長は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

2 町長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて当該補助対象設備の使用状況等の報告を求めることができる。

（「えひめカーボンクレジット倶楽部」入会に係る関係書類の提出）

第15条 町長は、交付決定者が「えひめカーボンクレジット倶楽部」の入会を希望するとき
は、その入会に係る関係書類として、本補助金の申請書等を知事に提出するものとする。
(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

補助対象設備	交付要件
太陽光発電システム	1. 太陽電池を用いて太陽光を電気に変換するシステムであって、次の要件を満たすものとする。 (1) 発電した電気が、当該設備を導入した住宅において消費されること(同一敷地内の別棟の建築物に設置し、住宅で消費される場合を含む) (2) 未使用品であること(中古品は対象外) (3) 補助対象者自らが所有するシステムであること(リース等は対象外)
家庭用燃料電池 (エネファーム)	1. 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気と熱の供給を主目的としたシステムであって、次の要件を満たすものとする。 (1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有していると町長が認めたものであること。 (2) 未使用品であること(中古品は対象外)。 (3) 補助対象者自らが所有するシステムであること(リース等は対象外)。
家庭用蓄電システム	1. 定置用リチウムイオン蓄電池と電力変換装置からなるシステムであって、次の要件を満たすものとする。 (1) 太陽光発電システムに併設するシステム、又は再生可能エネルギーにより発電された電力を蓄えるシステムであること (2) 一般社団法人電気安全環境研究所の認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有していると町長が認めたものであること (3) 未使用品であること(中古品は対象外) (4) 補助対象者自らが所有するシステムであること(リース等は対象外)

木質バイオマス利用設備	木質ペレット、木質チップ又は薪を燃料とするストーブ及びボイラーであって、次の要件を満たすものとする。 (1) 未使用品であること（中古品は対象外） (2) 補助対象者自らが所有するシステムであること（リース等は対象外）
ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	住宅の年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅であって、次の要件を満たすものとする。 (1) 国土交通省の「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に基づく第三者認証（住宅版BELS）等において、以下の評価・認証を受けた住宅であること。 ア 一次エネルギー消費量基準：ゼロエネ相当 (ア) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。 (イ) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。 イ 強化外皮基準(UA値)：0.6W/㎡K 以下 (2) 県内に本店を置く中小建築業者等が施工する住宅であること。

別表第2（第5条関係）

地球温暖化対策設備	補助金の額
太陽光発電システム	補助対象経費のうち、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。）に 30,000 円を乗じて得た額とし、120,000 円を限度とする。
家庭用燃料電池 (エネファーム)	補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額とし、100,000 円を上限とする。
家庭用蓄電システム	補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額とし、100,000 円を上限とする。
木質バイオマス利用設備	補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額とし、50,000 円を上限とする。
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	200,000 円（定額）